

貴金属などの「押し買い」に注意！

しつこい勧誘や困惑により冷静に判断できない状況下で業者側が有利に指輪やネックレス等を買取り、法で定める書面交付をしない悪質業者による所謂「押し買い」トラブルに注意！



- その1 買取希望が無ければ**毅然と断ること**
- その2 冷静を保つため**一人では対応しないこと**
- その3 相手の住所、連絡先や**身分証等の提示を求め**
確認・メモしよう！
- その4 契約、クーリング・オフといった法で定める
契約書をもらおう！
- その5 **違法では？**と思ったときには、
警察や消費生活センターに相談しよう！

買取を勧誘する業務自体は、特定商取引に関する法律で規定されており、訪問買取業者として正規な手続きのもと、商取引している業者が多数存在することも併せて申し添えておきます。